

介護職員処遇改善加算・特定加算・ベースアップ支援加算・介護職員処遇改善支援金  
に基づく取組について

株式会社ライフサポート NEO が運営する下記の対象事業所においては介護職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備とともに、介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設された「介護職員処遇改善加算」及び経験・技能のある職員 の更なる処遇改善を進めることを目的とした、「介護職員等特定処遇改善加算」を取得しております。

【処遇改善加算の取得状況】

介護職員処遇改善加算 I  
介護職員等特定処遇改善加算 II  
介護職員等ベースアップ等支援金加算

【対象事業所】

デイサービスセンターふおれすと  
グループホームふおれすと  
規模多機能型居宅介護ふおれすと小城  
介護付き有料老人ホームクローヴィオ兵庫北  
介護付き有料老人ホームヨツハートきぼう神埼壱番館  
グループホームきぼう神埼センター  
小規模多機能型居宅介護きぼう神埼センター  
グループホームきぼう原古賀センター  
小規模多機能型居宅介護きぼう原古賀センター  
小規模多機能型居宅介護きぼう蔵上センター  
小規模多機能型居宅介護きぼう基山センター

【処遇改善加算取得のための取り組み】

当社は以下の取得要件を満たす取り組みを行っております。

<<キャリアパス要件>>

- I・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定め、職務内容等に応じた賃金体系を定めている
- II・介護職員の資質向上の目的・目標を明確にし、年間計画に沿って、階層別の研修機会を確保している。
- III・介護職員について一定の基準に基づき定期的に昇給を判断し、また資格等に応じて昇給する仕組みを設けている。 キャリアパス要件 I、II、IIIについて、全ての介護職員に周知している。

<<職場環境等要件>>

入職促進に向けた取組	・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の確保
両立支援・多様な働き方の推進	・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
腰痛を含む心身の健康管理	・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
生産性向上のための業務改善の取組	・タブレット端末やインカム等ICT活用や、見守り機器等のロボットやセンサーなどの導入により業務量の縮減 ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

<<支給方法>>

- ・旧処遇改善加算は、基本給を中心に引き上げを行い、各種手当額を増額するなどをし、支給
- ・旧特定処遇改善加算は夏、冬の賞与時に A グループ(経験・技能のある介護職員)、及び B グループ(介護福祉士資格を有する勤続年数 5 年未満の介護職員)に賞与(一時金)を支給。
- ・旧ベースアップ等加算  
支援補助を、会社が月給または時給で、個別に定めた額を支給する。
- ・介護職員処遇改善支援補助金  
支援補助を、会社が月給または時給で、個別に定めた額を支給する。
- ・新加算移行(令和 6 年 6 月以降)  
介護職員処遇改善加算等の取得状況によっては、3 月、対象者に一時金を支給することがある。
- ・加算の取得状況によっては年度末に一時金を支給する事があります。